

P - S 2

令和3年(け)第66号

2021.11.03郵送受

決 定

申立人 今 井 豊

上記の者からの各付審判請求棄却決定に対する各抗告申立事件について、令和3年10月25日東京高等裁判所がした抗告棄却決定に対し、申立人から異議申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件各異議の申立てを棄却する。

理 由

1 本件各異議の申立ての趣意は、要するに、申立人による各付審判請求棄却決定に対する各抗告を棄却した原決定は誤っているから、原決定を取り消し、さらに相当の裁判を求める、というものである。

2 一件記録によれば、申立人からなされた橋本誠、不詳C、不詳D、不詳E、塙越幹、不詳F、不詳G、萩原崇之及び不詳Hを被疑者とする付審判請求事件について、前橋地方裁判所が令和3年7月27日、請求には理由がないとして、いずれも棄却したこと、これに対して、申立人が抗告を申し立て、東京高等裁判所が、令和3年10月25日、それらの各請求棄却決定に誤りはないとして、いずれの抗告も棄却したこと、これに対し、申立人が、刑訴法428条2項に基づいて本件各異議を申し立てたことが認められる。

原決定は、刑訴法428条2項に基づき異議の申立てをすることが許される決定ではないから、本件各異議の申立ては不適法であり、刑訴法428条3項、426条1項によりこれらを棄却することとし、主文のとおり決定する。

令和3年11月1日

東京高等裁判所第10刑事部

25

裁判長裁判官 細 田 啓



裁判官 駒 田 秀 和



裁判官 堀 田 佐 純



5

これは謄本である。

令和 3 年 11 月 1 日

東京高等裁判所第10刑事部

裁判所書記官 大橋綾子

